

玖珠町ふるさと納税業務及び地域商社設立業務 委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

本実施要領は、玖珠町が実施する玖珠町ふるさと納税業務及び地域商社設立業務委託について、公募型プロポーザル方式により、契約候補者を選考するために定める。

2 契約候補者の選考(概要)について

(1) 発注者及び事務局について

ア 発注者 玖珠町

イ 事務局 みらい創生課 地域力推進班

住 所 〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の 5

電 話 09737-72-9031

F A X 09737-72-0810

ホームページ <https://www.town.kusu.oita.jp>

電子メールアドレス shinko@town.oita-kusu.lg.jp

(2) 契約候補者の選考について

玖珠町ふるさと納税業務及び地域商社設立業務委託公募型プロポーザル評価委員会設置要綱に規定する評価委員会(以下「委員会」という。)により選考する。

(3) 選考及び審査方式について

契約候補者は、公募型プロポーザル方式にて選考を行う。審査では、企画提案書等の提出書類を基に、プレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選考する。

審査内容	選考数
① 玖珠町ふるさと納税業務及び地域商社設立業務委託仕様書 (以下、「仕様書」という。)で定める業務に関する実施方 針・企画提案書等【各種様式・任意様式】	最優秀者 1 次点者 1
②見積書【様式第7号】	

(4) 主なスケジュール(予定)

日程	項目
令和6年7月1日(月)	募集の公告(HP掲載：午後1時予定)
令和6年7月12日(金)	質問書提出期限(午後5時まで)
令和6年7月16日(火)	質問事項回答(予定)
令和6年7月18日(木)	参加申請書等提出期限(午後5時まで)
	参加資格審査及び受付番号通知(順次)
令和6年7月22日(月)	企画提案書等提出期限(午後3時まで)
令和6年7月30日(火)	企画提案審査会(プレゼンテーション予定日)
令和6年8月6日(火)	契約候補者決定(予定)
	選考結果公表・選考結果通知発送(予定)
令和6年8月下旬	契約交渉⇒契約締結

※上記日程は目安であり、状況により変更になる場合があります。

3 参加資格について

参加資格を有する者は、参加申請書の提出期限日において、次に掲げる(1)～(7)の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 単独の事業体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 玖珠町の入札参加資格を有すること。
- (4) 玖珠町から入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (5) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

4 審査に係る手続等

(1) 本実施要領及び各種様式の交付等について

- ア 交付期間 7月1日(月)から7月22日(月)午後5時まで
- イ 交付方法 町のホームページにアップロードするのでダウンロードしてください。

(2) 質疑応答

質問書【様式第1号】は、電子メールのみで受け付けます。

質問に対する回答は、町のホームページに掲載します。

※メールでの回答を希望する場合は、その旨を質問書提出時のメールに記載してください。

※送信未達を防ぐため、質問書をメールした後に必ず確認の電話をしてください。

- ア 質問書の提出期限⇒7月12日(金)午後5時(メール必着)
- イ 質問への回答⇒7月16日(火)

(3) 参加申請書等

以下の提出書類について、7月18日(木)午後5時までに電子メールにより提出してください。

ア 参加申請書等の提出書類

- ・参加申請書【様式第2号】
- ・事業者概要【様式第3号】

イ 参加申請書等の提出先

みらい創生課 地域力推進班

E-mail : shinko@town.oita-kusu.lg.jp

ウ 参加資格審査及び受付番号の通知について

参加申請書等の提出が行われた場合、参加資格を備えているか審査を行います。

その結果を7月18日(木)までに順次電子メールで通知します。

併せて、受付番号をお知らせしますので、企画提案書等のすべての提出書類に受付番号を明記してください。

(4) 企画提案書等

以下の書類について、7月22日(月)午後3時までに電子メール(又は郵送)により提出してください。電子メールに添付するファイルはパワーポイント、Word、Excel又はPDFとします。

ア 企画提案書等の提出書類

・企画提案書【任意様式】 ※「評価基準表(別記)を別に示す。」

なお、参加者からの独自の提案がある場合は、企画提案書に記載すること。

・ふるさと納税業務又は同様の業務についての実績【任意様式】

・地域商社設立に係る業務又は同様の業務についての実績や提案【任意様式】

・実施体制【様式第4号・任意様式可】

・委託事業実施スケジュール【様式第5号・任意様式可】

・運用開始後のサポート体制【様式第6号・任意様式可】

・見積書【様式第7号】

イ 企画提案書等の提出先⇒みらい創生課 地域力推進班

E-mail : shinko@town.oita-kusu.lg.jp

(5) 審査会(プレゼンテーションとヒアリング)について

ア 参加者による「企画提案書等」の説明(30分以内のプレゼンテーション)と委員会による10分程度のヒアリングを行います。

イ プレゼンテーションの参加者は3名までとします。

なお、プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者を予定している者が行うこととします。

ウ 審査会開催は、7月30日(火)を予定しています。

※実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知します。

エ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とします。

(6) 選考結果の発表について

選考結果は、玖珠町のホームページで公表するとともに、参加者全員に結果を書面で通知します。※8月6日(火)予定

なお、選考結果に関する問い合わせや異議申立ては受け付けない。

5 委託する業務内容等について

(1) 委託業務名

玖珠町ふるさと納税業務及び地域商社設立業務委託(以下、「委託業務」という。)

(2) 業務の内容について

ア 本業務は、玖珠町が実施する「玖珠町ふるさと納税業務及び地域商社設立業務」を委託する。

イ 契約内容及び業務の詳細については、発注者及び受注者の相互で確認を行う。

(3) 業務委託料の限度額について

別紙「玖珠町ふるさと納税及び地域商社設立業務委託仕様書」の内容による。

(4) 委託業務の契約等について

ア 委員会で選考された最優秀者を委託業務の契約候補者とし、契約交渉を行う。

イ 企画提案書等の提出者が1者となった場合は、選考の結果、一定以上の評価であれば、契約候補者とします。

ウ 最優秀者が本事業者選考以後に「6 その他(1)失格事項」に該当すると認められた場合、玖珠町と最優秀者の本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により最優秀者が辞退した場合は、次点者を契約候補者として契約交渉を行います。

エ 本事業者選考以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は、「6 その他(1)失格事項」に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場合があります。また、本契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。

オ 本事業者選考以後、契約候補者が、「実施体制【様式第4号】」に記載する「再委託等」の事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ玖珠町から再委託承認を得る必要があります。この場合、玖珠町は、契約候補者を通して、再委託先事業者と守秘義務に関する覚書を締結するものとします。

カ 本業務のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者は、本業務における進捗管理を行うとともに、再委託先事業者との連絡調整の窓口となるものとします。また、本委託業務完了までの間、発注者が認める場合を除き、交代することは認めない。

(5) 成果品の利用

本業務による成果品及び策定過程で撮影した画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携や関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(6) 成果品の権利等

ア 制作物は、他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 人物を採用する場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

ウ 成果品及び制作過程で撮影した画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

6 その他

(1) 失格事項について

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

ア 参加申請書等及び企画提案書等に虚偽の記入をした者

イ 見積価額が、「5 (3)業務委託料の限度額」を上回る者

ウ 参加申請書の提出期限日現在において参加資格がなく企画提案書等を提出した者、
又は、参加申請書の提出期限日から委託契約の前日までの間に、参加資格を有しなくなった者

エ 参加申請書等及び企画提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者

オ 企画提案書等を複数案提出した者

カ 委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者

キ 企画提案書等に盗用した疑いがあると委員会が認めた者

ク その他、委員会が不適格と認めた者

(2) 企画提案書等の取扱いについて

ア 提出後の企画提案書等の追加、修正、差し替え等は認めません。

イ 企画提案書等は返却しません。また、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。

ウ 提出された企画提案書等は、参加者に無断で本業務の受注者選考以外の目的に使用しません。

エ 企画提案書等の選考を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがあります。

(3) 参加の辞退について

「参加申請書」を受理した後、審査会への参加を辞退する場合は、7月22日(月)午後3時までに**辞退届【様式第8号】**を上記2(1)の事務局に提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

また、封筒に「玖珠町ふるさと納税業務及び地域商社設立業務委託に係る公募型プロポーザル辞退届」と朱書きすること。

(4) 費用負担について

企画提案書等の作成及び提出に係る費用等のプロポーザル参加に係る費用は、参加者の負担とする。

(5) 使用する言語、通貨及び単位について

日本語、日本国通貨及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。文字サイズは10ポイント以上とする。

(別記) 玖珠町ふるさと納税業務及び地域商社設立業務委託

評価基準表

評価項目		配点
(1) ふるさと納税業務		—
(ア) 実現性	①理解度 (業務を理解しているか)	5
	②的確性 (実施手法は的確であるか)	1 0
	③実現性 (提案は具体的で実現性があるか)	1 0
(イ) 積極性	①説得力 (資料、説明に説得力があるか)	5
	②積極性 (提案に積極的で意欲的な姿勢がみられるか)	1 0
(ウ) 計画性	①計画性 (業務の手順は計画的になっているか)	5
	②妥当性 (工程に無理はないか)	1 0
(エ) 企業評価Ⅰ	①会社実績 (類似業務の実績は十分か)	1 0
(オ) 実施体制	①実施体制 (知識経験をもとに業務を適切に実施できるか)	5
	②妥当性 (見積内容は業務に見合うものであるか)	1 0
小計		8 0
(2) 地域商社設立業務		—
(カ) 実現性	①理解度 (業務を理解しているか)	5
	②的確性 (実施手法は的確であるか)	1 0
	③実現性 (提案は具体的で実現性があるか)	1 0
(キ) 積極性	①説得力 (資料、説明に説得力があるか)	5
	②積極性 (提案に積極的で意欲的な姿勢がみられるか)	1 0
(ク) 計画性	①計画性 (業務の手順は計画的になっているか)	5
	②妥当性 (工程に無理はないか)	1 0
(ケ) 企業評価Ⅰ	①会社実績 (類似業務の実績は十分か)	1 0
(コ) 実施体制	①実施体制 (知識経験をもとに業務を適切に実施できるか)	5
	②妥当性 (見積内容は業務に見合うものであるか)	1 0
小計		8 0
(3) 共通項目		—
(サ) 企業評価Ⅱ	①会社規模 (十分な規模を持つ事業者であるか)	1 0
小計		1 0
合計		1 7 0